

## 島添の丘児童を支援する会 会則

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、社会福祉法人豊友会島添の丘児童を支援する会（以下支援する会という）と称し、事務所を南城市大里字平良 2300 番地島添の丘内に置く。

### (目的)

第2条 支援する会は、次に掲げることを目的とする。

- (1) 在園児童の心身の健全な育成に関すること。
- (2) 在園児童が大学や専門学校に進学のための学資の援助に関すること。
- (3) 退園児のアフターケアに関すること。
- (4) その他、本会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 支援する会は、前条の目的に賛同して入会した法人会員及び個人会員で組織する。

### (会費)

第4条 会員は次に規定する会費を会計年度末の3月31日までに納入するものとする。

法人会員 年額 1口 10,000円

個人会員 年額 1口 5,000円

### (役員)

第5条 支援する会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名（内1名は施設長）
- (3) 監事 2名
- (4) 書記会計（事務局職員） 若干名（3名以内）

### (役員等の選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 評議員は会長の推薦により、評議員会で選出する。
- (2) 会長、副会長、及び監事は評議員会で選出する。
- (3) 書記会計は会長が委嘱する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は補充することができる。但し補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員等の任務)

第8条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は支援する会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその任務を代理する。
- (3) 監事は支援する会の事業や会計を監査し、その結果を評議員会に報告する。

(4) 評議員は、評議員会を組織し、支援する会の事業計画・予算・決算に関することを評議する。

(5) 書記会計は、支援する会の庶務及び会計事務を行う。

(評議員会)

第9条 支援する会の決議機関は評議員会とする。会長は評議員会の議長となる。

2 評議員会は会長・副会長・評議員で構成する。

3 評議員会は会長が招集し、その議長となる。

4 評議員会の過半数の出席がなければ開催することはできない。

5 前項の場合においてあらかじめ書面をもって、欠席の理由及び評議員会に付議される事項についての意見を示した者は、出席者とみなす。

6 評議員会の議事は、過半数で決し可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 支援する会の運営は役員会によって行なう。但し、日常の軽易な業務は会長が専決しこれを役員会に報告する。

2 支援する会の役員会は会長、副会長で組織する。

(報酬及び費用弁償)

第11条 監事による監査を行った場合の報酬は日額5,000円とする。

2 役員・評議員が役員会、評議員会等に出席したときは、日当及び車賃として3,000円を支給する。

3 書記会計に対して年額6万円を支給する。

(経理)

第12条 支援する会の事業に要する経費は、会費及びその他の寄付金をもってあてる。

2 支援する会の経理は、評議員会において承認された予算に基づいて行われる。

3 支援する会の決算は、監事の会計監査を終えて、会員に報告しなければならない。

4 支援する会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

5 支援する会の経理を公正にするために、次の帳簿を備える。

(1) 会員名簿

(2) 会則

(3) 役員名簿

(4) 役員会・評議員会の会議録

(5) 出納簿並びに証拠書類

(6) その他必要書類

(会則の改廃)

第13条 支援する会の会則は、評議員会の決議により改廃することが出来る。

附 則

1 この会則は、平成11年4月1日より施行する(設立)。

2 この改正会則は、平成17年4月1日より施行する。

3 この改正会則は、平成23年4月1日より施行する。

4 この改正会則は、令和2年9月30日より施行し、令和2年4月1日より適用する。